

『E』「環直」の一部メニューの「まるごと」への移行

【概要】

「環境保全型農業直接支払交付金」（環直）の取組の一部が、多面的機能支払交付金（まるごと）に移行されます。※みどり加算と称します。

【取組要件】

- ・環境こだわり農産物の認証を受けたほ場で実施してください。（農薬5割減）
- ・5年間で当初面積より取組面積を増加させる必要があります。
- ・活動組織が「みどり加算」に取り組む場合、農地維持支払と資源向上支払（共同）の両方への取組が必須です。

◆

取組別要件

◆

- ✓長期中干
 - ・14日以上の中干を実施する
 - ・1本/10a以上の溝切を行う
- ✓冬期湛水
 - ・冬期に2か月以上湛水を行う
 - ・市町が作成した地域の生物多様性保全に関する計画に即した取り組みであること
- ✓中干延期
 - ・中干開始時期を通常より1か月程度遅らせる

【注意点】

- ・「まるごと」の活動組織が地域ぐるみでこれらの活動に取り組む場合、取り組みを行う面積（畦畔、法面を含まない）に応じて交付金を受けられます。（交付対象面積ではなく、実際に長期中干等を行うほ場の面積が対象となります。）
- ・令和11年までの経過措置として、令和6年度まで環直でこれらの取組を行っていた団体、農業者も、引き続き交付受けることができます。
- ・活動組織として「みどり加算」の交付を受ける場合は、実際に取組を行う農業者に「みどり加算」分を配分することができます。

その他の制度改正情報

- 広域活動組織でも、長寿命化の直営施工を実施していない場合、資源向上支払（長寿命化）の交付単価上限が5/6になります。（すでに直営施工を行っている活動組織については特に影響はありません。）
- 「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェック」が追加されます。
- ◎例）悪臭及び害虫の発生防止…草刈り、泥上げの際の発生ごみを適切に処理し、悪臭、害虫等が発生しないように努めてください。

申請時 (しまさ)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	申請時 (しまさ)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦ <input type="checkbox"/>	共同活動において除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑧ <input type="checkbox"/>	共同活動を行う場合には、プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>

※チェックするのは、活動の際に気を付けていただきたい上記のような基本的な事項のみの予定です。

国の予算概算決定時点の説明（1月20日時点）に基づく情報提供になります。

国の要綱・要領の内容によっては、一部変更になる可能性もあります。

様式等の詳細は追って連絡されることがあります。

編集後記

★世界に目を向ければ米国第一主義を唱えるトランプ氏がアメリカ大統領に返り咲きました。日本に対しても農業の市場開放を求める可能性など影響は必至かと思います。身近なところでは、本誌で紹介したとおり「農村まるごと」は令和7年度から少し制度改正があります。様式を明示されるのは年度末になるかと思います。その前に早めに令和6年度の実施状況報告書のとりまとめをお願いします。（A.W）

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会

- 本協議会は、活動組織への支援として技術研修会の開催や情報発信などを行っています。
- 書類作成にかかる参考資料や活動事例などの情報をホームページでお知らせしています。

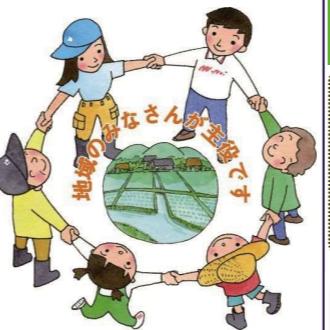
<https://shiga-nouson-marugoto.com>

Email: kyougikai@shiga-nouson-marugoto.com



まるごとだより 第56号

にぎわいある農村をみんなで守り育てよう



目次

☆令和7年度からの『世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策』の改正

☆地域ぐるみの「魚のゆりかご水田」取組への支援

☆「田んぼダム」取組への支援

☆「多面的機能の増進を図る活動」への支援

☆広域活動組織設立と「活動支援班」設置への支援

☆「環直」の一部メニューの「まるごと」への移行

☆その他の制度改正情報

発行 (2025.3)

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会

〒521-1224

東近江市林町601番地

水土里ネット滋賀内

電話 0748-42-4806

FAX 0748-42-5574

Email: kyougikai@shiga-nouson-marugoto.com

令和7年度からの『世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策』の改正

令和7年度から国の新制度が適用されます。「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」についても一部改正がありますので、内容を簡単に紹介いたします。

◆制度改正・単価等の変更について◆

今までの農地維持支払・資源向上支払についての基本的な単価の変更はありません。今回の改正でいくつかの加算単価が導入されます。

(1) 農地維持支払

対象者
農業者のみ、または農業者および地域住民で構成する活動組織

- ①地域資源の基礎的保全活動
- ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

(2) 資源向上支払

対象者
農業者および地域住民で構成する活動組織

- ①地域資源の質的向上を図る共同活動
- ア) 施設の簡単な補修
- イ) 農村環境保全活動

※生態系保全型の拡充

- ・地域ぐるみの「魚のゆりかご水田」取組への支援 **(A)**
- ・従来の「防災減災型」を現在取組中の活動組織限りとし、「田んぼダム加算」を導入し取組要件を緩和 **(B)**

ウ) 多面的機能の増進を図る活動

※加算措置追加

- ・広域活動組織における活動支援班の設置への支援 **(C-1)**
- ・水管理を通じた環境負荷軽減活動の強化への支援 **(C-2)**

②施設の長寿命化のための活動

③組織の広域化・体制強化

広域活動組織設立と「活動支援班」設置への支援 **(D)**

④環境負荷低減の取組（みどり加算）

「環境保全型農業直接支払交付金（※以下環直）」の一部メニューの「まるごと」への移行 **(E)**

交付単価

農地維持支払	資源向上支払（共同）					加算措置	(円／10a)
	標準型	環境保全型	防災減災型	生態系保全型	田んぼダム加算		
田	2,200	1,300	1,800	1,800	1,800	300	300
畠	1,500	800	1,080	800	800	—	180
草地	180	120	180	120	120	—	30

環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

(円／組織)	組織の体制強化への支援	環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）					
		長期中干	冬期湛水	夏期湛水	中干延期	江の設置（作溝実施）	江の設置（作溝未実施）
		800	4,000	—	3,000	4,000	3,000
		—	—	8,000	—	—	—

※取組を行うほ場（水張り）面積が算定の対象となります

※設立時に1度だけ交付されます

《A》地域ぐるみの「魚のゆりかご水田」取組への支援

【概要】

生態系保全型の支援対象に「魚のゆりかご水田」の取組が追加されます。これにより、活動組織のまとまった範囲で「魚のゆりかご水田」に取り組んでいる場合は生態系保全型とみなされます。

【取組要件】

- ・「魚のゆりかご水田」認証面積が、活動組織の田の交付対象面積の5%以上である必要があります。
- ・活動組織ぐるみで「魚のゆりかご水田」に取り組んでください。

【注意点】

- ・「みどり加算」で「江の設置（作溝未実施）」の交付を受けているほ場については、生態系保全型の取組面積とみなされません。
- ・生態系保全型特有の計画策定、普及啓発の要件を削除します。これにより、農村環境保全活動としての計画策定、普及啓発活動だけによくなるとともに、専門家への意見聞き取り等が必須ではなくなります。



《B》「田んぼダム」取組への支援

【概要】

田んぼダムの取組への支援であった防災減災型を、現在取組中の活動組織限り（5年間の活動期間終了まで）とし、代わりに国の田んぼダム取組への加算単価である「水田の雨水貯留機能強化を推進する活動に対する支援」を導入します。これにより要件が緩和され、取り組みやすくなります。

【取組要件】

- ・田の交付対象面積の5割以上で実施してください。
 - ・畦畔断面を標準以上確保してください。
 - ・既存の防災減災型での要件の「地域防災マップで侵水深0.5m以上の地域が対象」という要件は削除されます。
- など加算を受けるための要件が緩和されます。

【注意点】

- ・防災減災型と比べ、面積要件が緩和されています。
- ・防災減災型の取組要件であった、「畦畔断面の標準以上の確保」、「地先の安全度マップで侵水深0.5m以上の地域が下流にあること」といった条件はなくなります。
- ・ただし、畦畔の補強や適切な維持管理には務める必要があります。
- ・単価は下がるものとの他の型（環境保全型、生態系保全型）と重複して取り組めます。



《C》「多面的機能の増進を図る活動」への支援

【概要】「多面的機能の増進を図る活動」に新たに追加されたメニューに取り組む場合加算措置があります。

- ✓ 「まるごと」の活動組織が地域ぐるみでこれらの活動に取り組む場合、右表のとおり資源向上支払（共同）の単価に追加で交付金を受けられます。
- ✓ 1筆でも活動を実施していれば、取組を行ったものとみなされます。
- ✓ 追加されたメニューに取り組むかどうかは活動組織の任意となります。
- ✓ 追加した年度を含む活動期間中（最長で5年間）に限り加算が適用されます。

地目	加算単価（円/10a）
田	300
畑	180
草地	30

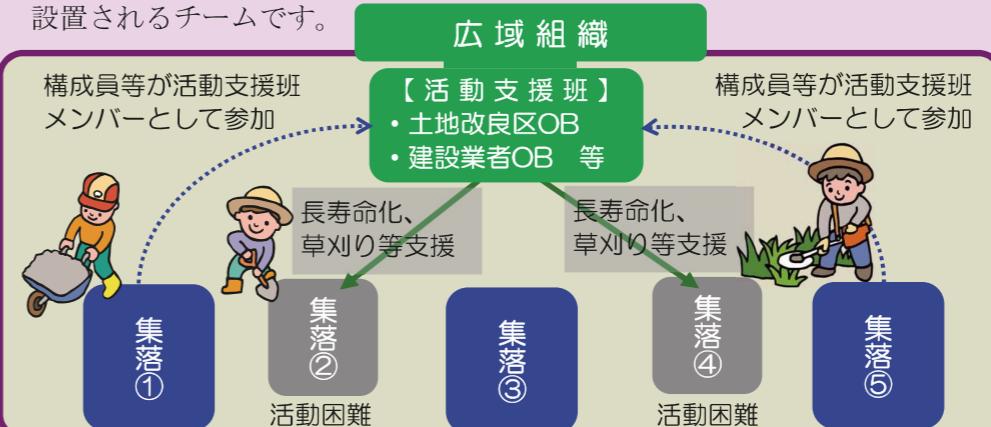
《C-1》広域活動組織における「活動支援班」の設置への支援

【取組要件】

- ・活動支援班のメンバーは広域活動組織の構成員複数人であることが必要です。
 - ・増進加算を受けるには、活動支援班が年間少なくとも一度は活動していることが要件となります。
- （活動記録の様式に具体的な活動内容を記載する欄が追加されます。）

【注意点】下図参照↓

- ・複数の集落で構成される広域活動組織（既に広域化された組織を含む）において、活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置されるチームです。



《C-2》水管理を通じた環境負荷低減活動の強化への支援

【取組要件】

- ・「みどり加算」と異なり、環境こだわり農産物の生産（農薬使用量5割減）、5年間で面積増加の要件はありません。
- ・実施した取組面積にかかわらず、1筆でも行っていれば全体で活動したものとみなされます。

【注意点】

- ・活動組織ぐるみで「長期中干、冬期湛水、夏期湛水、中干延期、江の設置」（みどり加算と同じ内容）に取り組む活動です。
- ・環直で「総合防除」等のメニューの要件である、メタン対策として長期中干の取組を行っているほ場については、活動組織での取組とみなします。
- ・ただし、「まるごと」の活動組織の交付対象内のほ場であっても、環直からの移行団体が「みどり加算」を受け取っているほ場での取組については、活動組織の取組とみなされません。

《D》広域活動組織設立と「活動支援班」設置への支援

【概要】

令和7年度以降に広域活動組織を立ち上げ、併せて活動支援班を設置し組織の体制強化を行った場合、支援を受けることができます。

【取組要件】

- ・令和7年度以降に新たに設立される広域活動組織が対象となります。
- ・広域活動組織の設立と同時に「活動支援班の設置」を行うことが要件となります。
- ・活動支援班の構成員名簿の提出等が必要になります。

【注意点】

- ・広域活動組織が設立された年度に一度だけ交付があります。
- ・増進加算と異なり活動支援班の活動実績については、要件として求められません。

お知らせ

★まるごとの活動の参考となるDVDを無料で貸し出しています。

DVD

◆N.O.2「草花を活かして景観づくり」
『みんなでつくろう！花咲く田畠と香るあぜ道』

◆N.O.3「水路を活かして生態系保全」
『田んぼと水路を生きものたちのゆりかごに！』

◆N.O.4「共同活動でムラを一つに！」
『「長寿命化」で豊かな農地・水・環境を後世へ』

◆N.O.5「水路を長持ちさせるには？」
『簡易補修の基礎と点検・診断』

◆N.O.6「水路の簡易補修マニュアル」
『簡易補修のポイントと実際』

【多面的機能支払支援シリーズ】

◆第1巻「みんなで草刈り編」
『この手があった！ラクに安全に草刈り作業を共同で進めるとの工夫・アイデア』

◆第2巻「機能診断と補修編」
『水路・農道など農業用施設を守る方法』

◆第3巻「多面的機能の増進編」
『田んぼダム・ビオトープ・虫送りなどを地域の人たちと』

◆第4巻「景観形成と環境保全編」
『花の植栽・グランドカバー・外来種の駆除』

◆第5巻「地域のつながり強化編」
『女性・子ども・定年退職者・非農家の参加を促す共同活動』

◆「雑草管理の基本技術と実際」
●第1巻 雜草管理の基本と雑草の実際

●第2巻 田んぼ・あぜの雑草
●第3巻 畑の雑草
●第4巻 土・作物・景観もよくなる農家の工夫

★借用をご希望の活動組織の方は表面に記載の推進協議会事務局まで直接お問い合わせください。

